

令和6年能登半島地震による災害に伴う認定資格更新の特例措置について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けられた方々に対しまして謹んでお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

このたびの地震により被災された方につきまして、当センター認定資格の登録の有効期限及び更新の期限が令和6年3月31日である場合、その期限を延長することといたします。

記

1. 対象となる資格：

- ① 公認 不動産コンサルティングマスター
- ② 宅建マイスター

2. 延長後の資格の有効期限及び更新の期限

- ①、②の資格ともに令和6年6月30日

なお、被災の状況によっては、再度の延長も検討することとします。

3. 本件手続きの延長の対象者

原則、センターに登録された現住所が災害救助法の適用が決定された特定被災地域内である方としますが、本人の申し出による場合も含むこととします。

【特定被災地域内】

○令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和6年1月1日現在）

- ・新潟県 13市1町
- ・富山県 9市3町1村
- ・石川県 10市7町
- ・福井県 3市

※ 最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

4. 本件延長に伴う資格更新手続きを希望される場合

対象となる方は、更新手続きが可能となりましたら、以下5.の各資格担当窓口にて電話またはメールにて「能登半島地震の災害特例対象者として更新手続きを行いたい」旨をお申し出ください。具体的な手続きの方法をご案内いたします。

5. 当センター担当窓口

① 公認 不動産コンサルティングマスター

公益財団法人不動産流通推進センター コンサルティング係

メー ル：consul@retpc.jp

電話番号：03-5843-2079

(電話受付時間 11:00～15:00 ※土・日・祝・第1・3・5金曜を除く)

② 宅建マイスター

公益財団法人不動産流通推進センター 宅建マイスター係

メー ル：mmc@retpc.jp

電話番号：03-5843-2078

(電話受付時間 11:00～15:00 ※土・日・祝・第1・3・5金曜を除く)

以上